

今、工事中の1期事業は、人工地盤の上  
に150メートルもの超高層ビルを  
建て並べ、景観を奪い、日照被害、  
交通量増大と排気ガス公害などなど  
耐え難い人権被害をもたらしています。

それなのに、「社会経済情勢の変化」で「**白紙**」にされていた真ん中のIIa街区にも、  
**137メートルもの超高層ビル**を建てようとする**事業認可申請**が出されました。  
この計画は**税金を投入**して進める計画にもかかわらず、「**まったく公共性のない**」  
内容です。この再開発は、「**密約**」によってスタートしたもので、  
**政治家・企業の癒着**としか考えられません！

# また<sup>💢</sup> 137mの 超高層ビル!?

## ●この事業認可申請に対して、200の意見書!

二子再開発第2期事業(IIa街区)の事業認可申請に対し、  
200通の意見書が東京都知事に提出されました。  
今後、口頭でも陳述を行います。「都市再開発法」は、  
都道府県知事は意見書の提出のあったときは、  
「その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべき  
であると認めるときは事業計画に必要な修正を  
加えるべきことを命じ、…」と定めています。  
今後の口頭意見陳述では、住民の意見を聞き、認可しないよう  
求めていきます。営利を目的とした一部の人間が儲かるだけの  
計画はやめさせるため、都に厳正な審査をしてもらえよう、  
多くの人たちの力を合わせて行動する時です！

## ●事業差止めを求めた 民事控訴審で、原告本人尋問行わる!

裁判所は、洪水問題に関心を示し、3名の原告本人の  
尋問を決めました。4月13日(火)14:00~15:30まで。  
傍聴を!東京高裁822法廷。  
公金支出差止めの住民訴訟は昨年11月20日に結審。  
なお、まだ判決日が明らかになっていません。  
ひきつづき裁判官への要請はがきを!

## ●土手のお花見行動に参加を!

日にち:3月27日(土)予定  
場所:多摩川土手(再開発地前)  
みんなの要求を持ちよって  
アピールしましょう。玉川地域で街を  
良くしようと、様々な取り組みをしている  
グループと一緒に取り組みます。

ホテルや  
事務所に  
税金?

税金は福祉、  
子どもや老人の  
暮らしのために  
使うべき!

この地域には、  
病院・学校・保育園・  
老人施設がない。

ステッカー希望、  
入会申込み等ある場合には、  
ホームページかFAXで  
問い合わせ願います。



1枚100円で配布中です。